

東日本大震災とこれからのコミュニティ形成

福島大学 行政政策学類
准教授 丹波 史紀



はじめに

2011年3月11日の東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所事故から2年を経過した。これまでにない広範囲の被害と住居・生業・コミュニティを根こそぎ奪い去っていった今回の災害は、住居や建築物などハード面や人的被害などの数量的な被害実態以上に、それぞれの人や家族の人生設計やコミュニティのあり方さえ影響を与え、その被害は計り知れない。もう2年が経とうとしているのに、原発事故から1年後に警戒区域が解除された南相馬市小高区では、未だに地震や津波の被害が生々しく残り、解除後は自由に立ち入りができるとは言え、宿泊は許されずゴミを出すことすらできない。さらに自らや家族の学校や仕事、住環境など生活基盤を再建させたいと思っても、ふるさとの再生が見通せない中でその選択すら判断がつけられない状況にある。

虚無感にも似た雰囲気の人々の心に漂いかねない現実の前に、「元に戻るのではなく、新しいものを」と叫ぶ声に、そもそも元に戻ることをできないのではないかと災害の「不可逆性」を感じずにはいられない。進められる復旧・復興事業が「誰のための何のための」事業なのかさえ疑ってしまいかねない。「道路は治った。除染はした。しかし人々は戻ってこなかった」となりはしないか。

進まない生活再建において大きな課題は居住の問題である。どこで住み続ければいいのかという基本的なことすら決められない。さらに、仕事や子どもの学校の事などを考えれば、落ち着いて生活できる環境を一日でも早く取り戻したいと思うのは当然のことである。そのため被災者の多くが「やむなく」選択を迫られている状況にある。

復興とは、人々が生活を再建していく際の「選択肢

を広げていくことでもあるのではないか。消極的な選択ではなく、自らの人生を再び切り拓いていけるための積極的な選択を支援することが必要であると強く感じる。

現在、福島県ではバラバラになった家族や地域が避難生活においてもできるだけ集住できる環境を整えようとする「町外コミュニティ（仮のまち）」という議論が行われている。ただし制度面のみならず、住民同士の社会関係をも含む様々な課題が現実には横たわり、一朝一夕には進まない。

本稿では、東日本大震災におけるコミュニティの形成に関わる課題を、福島県内の原発周辺自治体を例に挙げながら論じたい。

1. 未曾有の原子力事故による家族と地域の離散

(1) 東日本大震災と原発災害

東日本大震災は、わが国の観測史上最大規模の地震とされ、世界的にも20世紀以降4番目に大きな地震となった。死者15,879名、行方不明者2,712名、負傷者6,126名の人的被害（2012年12月26日現在）をもたらし、震災関連死も2,303名にも及ぶ（2012年9月30日現在）。建築物の被害も、全壊129,724戸、半壊267,666戸、一部損壊731,680戸にわたる¹。

発災3日目の2011年3月14日の避難者数は約47万人であったが、現在も約32万人が避難生活を余儀なくされている。双葉町（被災前人口約6,900人）の避難先となった埼玉県加須市では、2年が経つ今も159人が避難所で生活している。福島県は、約10万人が県内で避難生活をし、県外にも約5万人が避難している。とりわけ警戒区域などの避難指示区域からの住民が多いが、一方で区域外からのいわゆる「自主避難者」も3万人程度いるとされている。

(2) 災害による家族や地域の離散

何度も避難場所を変えざるを得ず、その過程で家族や地域がバラバラになった。ある警戒区域内にある家族は、震災前7人で生活していたが、いまは6か所で避難生活を余儀なくされている。こうしたケースは珍しいことではなく、コミュニティの基礎単位である家族ですら共に生活することが困難な状況にある。福島大学災害復興研究所が震災から半年経った2011年9月に「平成23年度双葉8町村災害復興実態調査」（以下、「双葉8町村調査」）として双葉郡に住む全世帯を対象にした悉皆調査を行ったⁱⁱ。その調査結果によると避難回数に関する設問では、震災から半年の間に避難場所を変えた回数は1~2回の人々が17.2%であり、3~4回が47.2%、5回以上が35.6%であった。中には半年間で10回以上避難場所を変えた者もいた。自由記述をみると、その深刻さが伝わってくる。

「妻と高校生の長女とは4月の高校の始業式に間に合うように京都に来て、父は、私達が落ち着いたらこちらに来ると言う事であったのだが、父は約2ヶ月二本松のホテルに居た。その後、父なりに考えあと何年生きられるかわからないのに知らない所には行きたくないと言い、福島の仮設住宅に移りました。私達も知らない土地に来てとてもなじめず苦労している為、無理に父にもこちらに来るようには言えず別々に暮らしているが、何分80歳の高齢でもあり、男の一人暮らしなのでとても心配です。何かあってもすぐに行ける距離でもないこの先とても不安です。」

「二女は昨年12月より体調を悪くして入院、退院後一人暮らしより家に戻り自宅療養中に震災にあい、5月まで同居していましたが仕事の関係でいわき市へ移動しました。なかなか会うことができないので心配と不安でいます。」

「老人を抱えている。震災後、様々な身体の障害、持病等が次々と発症している為、毎週福島より東京へ(歩行障害、精神的ストレスによる睡眠不足)。再度福島へ向かうという生活環境。このような状況が何年続くのであろうか。」

「双葉8町村調査」では、震災後の家族が離散し

たケースについて調べた。全体でも26.9%の人が離散して生活をしているが(図1)、3世代以上の家族の場合、48.9%の家族が離散していた(図2)。

さらに現在の居住環境を見ると、県内では応急仮設住宅はプレハブ型仮設住宅が10,263戸、木造仮設住宅が6,537戸、「みなし仮設」と呼ばれる借上げ住宅が24,876戸、合計約4.2万戸の応急仮設住宅が県内全域に設置されている。さらに公営住宅等への入居が411戸、県外の借上げ住宅等に生活する者も多数存在し、多様な居住形態になっていることに加え、分散して生活をしているためにそもそもの自治体や行政区としてのコミュニティの単位を維持できない状況にすらある。例えば、浪江町はプレハブ型仮設住宅だけで県内に約30か所配置され、それは県内北部に点在している。それにみなし仮設住宅、さらには県外にも45都道府県に浪江町の住民が分散して避難している状況にある。また、福島第一原子力発電所のある大熊町では、2012年10月31日現在、人口11,346人となっているが、原発事故後、田村市さらに会津若松市に役場機能を移転させた。現在、役場機能のある会津若松市には約2,800人の住民が避難生活を送っているが、それよりも多いのがいわき市であり約3,400人が生活している。さらに県外にも約3,100人が生活をしている。

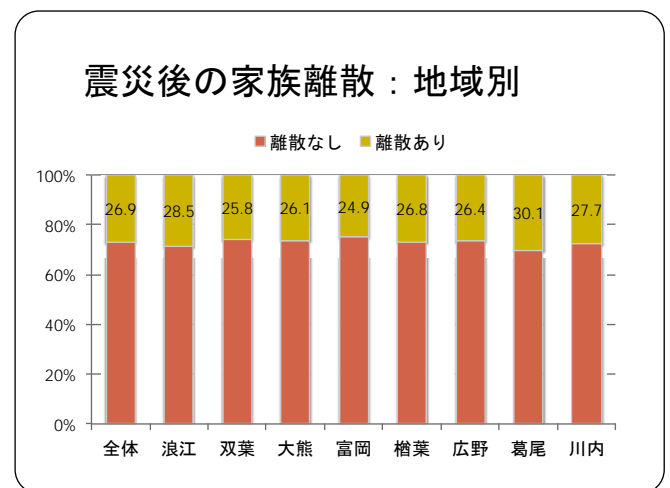


図1 福島県双葉8町村における地域別震災後の家族離散状況

注) 福島大学災害復興研究所「双葉8町村調査」より

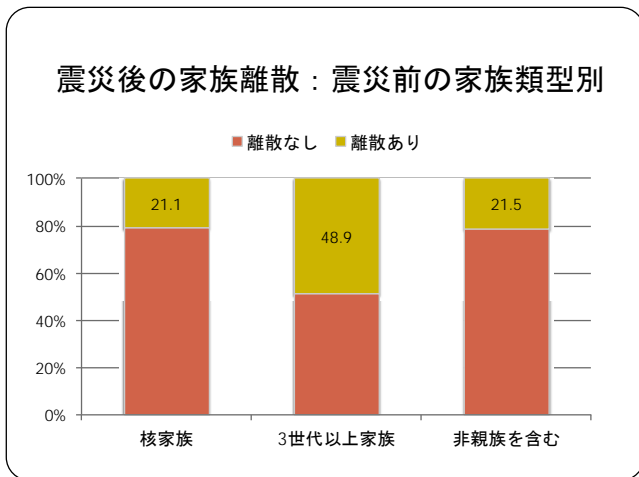


図2 福島県双葉8町村における震災前の家族類型別にみた震災後の家族離散状況

注) 福島大学災害復興研究所「双葉8町村調査」より

2. 見通しの立たない避難生活と居住環境の改善

(1) 通常災害救助法の想定を超えた避難

通常災害の際には、住宅の滅失などにより住居を確保できない者に対し、一時的に住居の安定を図ることを目的として建てられるのが、応急仮設住宅である。しかし、原発災害の場合、住宅は滅失していないに関わらず、長期にわたって自らの住宅に住むことすらできず、それがいつの間まで続くのか見通せないというのが特徴である。

現在、避難区域の住民は、東京電力による賠償によって、精神的苦痛、営業損害・就労不能損害などの賠償が先行して進められ、不動産などの財物賠償については区域見直し等をふまえて今後進んでいくことになるⁱⁱⁱ。原子力事故による長期にわたる避難生活を余儀なくさせたことによる事業者の損害賠償は当然行わなければならないが、その賠償範囲は限定的で被害の全体に対して網羅しているわけではない。除本は、賠償によって補償される損害は全体の被害の一部に過ぎず、賠償だけでは補償できない「損害」として、環境・生命・健康などの「金銭でとにかえしのつかない被害」としての「絶対的損失」をあげている^{iv}。

現在政府は避難区域等の区域再編を進めようとしている。

それは、① 5年経過しても、生活が可能とされる年間20mSvを下回らず、現時点で年間積算線量が50mSvを越える地域＝「帰還困難区域」、② 年間20mSvを越えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域＝「居住制限区域」③ 年間積算線量20mSv以下となることが確実であることが確認された地域＝「避難指示解除準備区域」という三つの区分に再編しようとしている。政府は自治体と協議の上、三つの区域設定を行い、川内村及び田村市は2012年4月1日、南相馬市は同年4月16日、飯館村同年7月17日、楡葉町同年8月10日、大熊町同年12月10日に区域見直しを実施している。とりわけ「帰還困難区域」については、5年以上にわたっての避難生活が想定される^v。「帰還困難区域」では、実際にいつ20mSv以下に下がるかも見通せない。わかっているのは5年以上ふるさとに帰ることができないということだけである。ちなみに避難区域にある大熊町では、町の人口約1万2千人のうち96%の人口が暮らしてきた地域が「帰還困難区域」とされ、ほとんどの住民が5年以上にわたってふるさとに帰ることができない。

一方、応急仮設住宅等への入居は、今回は1年延長したもの3年までとなっている^{vi}。最短としても5年以上の避難生活を余儀なくされている被災者にとって、それ以降の住居の確保に対する見通しが立てられない。ましてや「帰還困難区域」が解除されても、「居住制限区域」や「避難指示解除準備区域」となって、実際の生活ができるようになるにはさらに時間を要することが想定される。このように、自然災害を想定した現在の災害救助法では、比較的長期にわたる避難生活を想定したものになってはいない。阪神淡路大震災やその他の大規模災害においても、応急仮設住宅の入居期間は実際には延長をしているものの、5年以上の避難生活を想定しているわけでない。このように原子力災害にともなう避難生活は、通常災害の避難期間の想定を越えて長期間になることが予想される。現行の災害法制度が、被災者の生活や住居の再建に要する期間に対応しきれていない(図3)。

災害救助法の想定を越えた長期にわたる避難生活

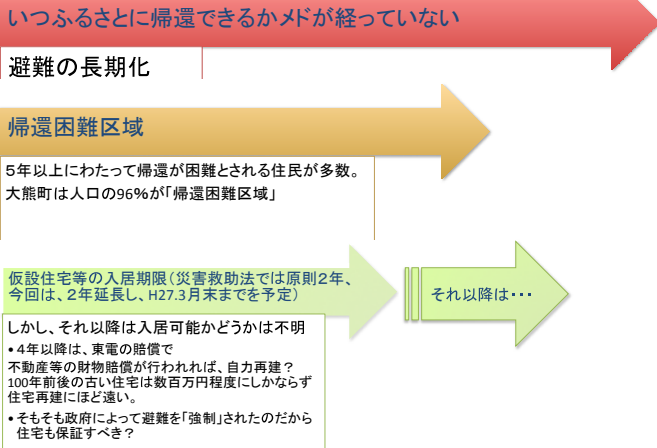


図3 長期にわたる避難生活と現行災害法制度

注) 筆者作成

(2) 長期避難にともなう生活拠点づくり

政府は、2012年3月31日に福島復興再生特別措置法を制定し、その目的を原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島県の復興・再生について、そのおかれた特殊な諸事情とこれまでの原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任をふまえて推進するとした。さらに、安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の絆の維持及び再生、住民一人ひとりが災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供などを基本理念として掲げ、福島の復興・再生に関する施策の推進のために「必要な措置」を講ずるとした。福島復興再生特別措置法の特徴は、従来の各種の特別措置法が時限立法なのに対し恒久法として整備したこと、さらにその施策の策定にあたっては福島県知事の意見を聞いてから整備するとし地元福島県の判断を尊重したものと言える。これに基づき2012年7月13日に閣議決定した「福島復興再生基本方針」では、3部に方針をわけ、第一部を「原子力災害からの福島の復興及び再生」とする基本的理念や姿勢を提示し、第二部で「避難解除等区域の復興及び再生」、第三部では

「福島全域の復興及び再生」として、福島県全域にわたる基本方針を提示した。

さらに復興庁は、2012年9月4日に「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」(いわゆるグランドデザイン)を示した。これは、福島県や関係市町村からの要請をふまえて、おおむね10年後に向けた避難地域の復興に対する国の取組姿勢を示したものであり、福島復興再生特措法における原子力政策を推進してきた国の社会的責任をふまえて、国として被災者の一日も早い将来の生活設計を描けるよう、①生活環境の回復、②居住環境及び就労の確保、③地域の経済とコミュニティの再生、に取り組む方針を示した。

こうした国の法制度の整備、さらには基本的姿勢を福島県や被災自治体と確認しつつ、長期避難を余儀なくされる避難者の生活拠点の整備の一つとして、町外コミュニティの整備を進めることが課題になっていた。このため復興大臣・福島県知事・避難自治体および受入自治体の首長で構成する「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」を設置し、その主な協議事項として、①長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整、②避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・協議、などを議題とするとした。これを財政的にも具体的な裏付けを行うために、2013年2月17日に福島復興再生特別措置法の一部を改正した。ここでは長期避難者の生活拠点の形成のために居住環境などのインフラ整備と共にソフト事業も行えるための財政措置として、「生活拠点形成交付金」の創設を行い2013年度約503億円これに措置した。

現在、災害公営住宅に入居する住民の規模算定などを中心目的に、避難している住民の生活再建に向けた意向等を把握するために、復興庁において各自治体と協議しつつ住民意向調査を実施している。2012年8月の葛尾村を皮切り、同年9月の大熊町、同年11月楡葉町、田村市、飯舘村、同年12月の富岡町、双葉

町、2013年1月浪江町、大熊町（第2回）と実施して調査結果を随時公表している。

親組織である「協議会」の下に実務担当者会議を全体会と個別部会にわけ、協議を行っている。ただ個別部会にもとづく議論に時間を要し住民へのプラン提示が進んでいるとは言いがたい。災害公営住宅は、避難元自治体の住民が居住することを想定しているが、実際に建てられる場所は自らの自治体ではなく受入自治体になるケースが多いことから、県営住宅として建設することとした。福島県は、いわき市に250戸、郡山市に160戸、会津若松市に90戸の計500戸を先行してモデル建設し、その後順次災害公営住宅の建設を進める予定をしており、用地確保などの調整を行っている。予定では数千戸規模で整備する予定である。先行する500戸については2012年度内に用地確保、2013年度に建設、2014年度に入居予定というスケジュールで進めている。生活拠点の整備にあたっては、福島県避難地域復興局が対応し各部局のタクスフォースによる実務レベルでの検討を進めているが、災害公営住宅のハード面での整備だけでなく被災者支援のソフト面での施策の充実を図るための検討を行っている。そのために外部有識者も交えた意見交換会なども数度重ねている。

3. 新しいコミュニティの形成はできるか

（1）町外コミュニティ（「仮のまち」）の期待と現状

自治体における町外コミュニティに関する議論が、現実味を帯びてきた状況において、基礎自治体のレベルでもその具体化をしようとする動きも出てくる。元々は双葉町の井戸川町長（当時）が「仮のまち（借りのまち）」と表現したことが出発点となり、避難先での避難住民の住まいの拠点整備をはかろうとする動きが出始めた。議論の当初は、「仮のまち」やセカンド・タウン、域外コミュニティなどと様々な表現がされたが、現在は「町外コミュニティ」と国や自治体では表現している。その背景には、自らの責任に帰すことのできない問題で避難を強制された避難者が、そ

の住居・生業・学校・医療・介護など、元々暮らしていた地域と同じようなくらしを回復したいという「期待」があることも明記しておく必要がある。

分散避難した住民にとって元のコミュニティをできるだけ維持できるとして期待する声も多い一方で、制度面での課題も多い。そもそも戦後日本では、「領土」を割譲した経験はなく、別の自治体の土地を他の自治体の住民のために（制度的にも長期にわたっても）提供することなど想定していない。

広域避難した住民を避難先の自治体が受け入れ、避難所の受け入れや住宅提供など必要な支援は行ってきた。さらに全国に避難した避難者の行政サービス（例えば介護保険の要介護認定や保育所入所事務など）を避難元の自治体だけで行うことは実務上困難であり、避難先との連携をどうはかるのかが課題となっていた。国は2011年11月に「原発避難者特例法」を制定し、避難先でも住民票を元の自治体においたままでも避難先で一定の行政サービスが受けられるようにした。

役場機能そのものも別の自治体に置き、住民への基本的な行政サービスすら様々な困難におかれる中で、長期にわたって避難生活が想定される状況において、コミュニティを維持しようとして生まれた発想が「町外コミュニティ」であるが、①長期の避難生活の時間軸をどれくらいに設定（5年・10年・30年以上？）するか、②災害公営住宅など住宅の整備に時間がかかれば、自ら住宅再建を図る住民も現れ、住民の待つことができる時間軸との兼ね合いをどうはかるのか、③住民税の取り扱い、ゴミ収集や救急など行政サービスをだれの税金でまかなうのかなど制度上の課題の整理など、様々な課題が存在している。

当初は、できるだけ大きな敷地内に住民がまとまって生活ができる「集中型」を希望する声が多かったが、多数の住民をまとめて生活させるには大規模な宅地造成や開発に時間を要する上、引受先の自治体の都市計画にも影響をもたらし、受入先の自治体からは、数カ所に分けて生活する「分散型」を望む声が多い。これは、原発被災者を受け入れている自治

体の多くが、地震・津波で大きな被害を受け、自らも被災自治体である一方で、東京電力からの賠償が十分に保証されていないために、住民同士のあつれきなどが生じていることも影響している。現在、国と福島県が入り、避難元と受入先の関係自治体が加わった協議会を設置して議論を進めようとしているが、調整に時間を要し進んでいない。

未曾有の原子力災害において、従来の自然災害の想定を越えた事態に対し、新しい発想と仕組みづくりが必要であり、「町外コミュニティ」もその一つと言える。消極的な意見も少なくないが、筆者は「長期にわたる避難生活においても、バラバラになった家族や地域ができるだけコミュニティを回復することができる場」として「町外コミュニティ」は一定の可能性を持っていると考える。

現在の「町外コミュニティ」に関わる議論は、避難元自治体と受入先自治体とのマッチングを当事者間に任せるだけでは議論が進められないことから、国や福島県が入り協議を進めようとしている。しかし実際の構想にあたっては、被災者自身が計画づくりに参画できる仕組みを確保することが不可欠であり、その仕組みづくりは十分なされているとはいえない。

(2) コミュニティへの再統合

ふるさとへ「帰る」「帰らない」に関わらず、長期の避難生活においても家族・地域のコミュニティを再生し生活再建を図るための方策が「町外コミュニティ」である。ただしこれで避難者のニーズのすべてに応えられるものではなく、その対策の一手段でしかないということも理解しておく必要がある。

その点で、最近注目されているのが、「国内強制移動に関する指導原則」（以下、「指導原則」）や「自然災害時における人々の保護に関する IASC 活動ガイドライン(日本語版)」^{vii}（以下、「活動ガイドライン」）などの国際的な原則や指針である。

例えば、「指導原則」では、第五部において「帰還、再定住および再統合に関する原則」とし、「管轄当局は、国内避難民が自らの意思によって、安全に、かつ、尊厳をもって自らの住居もしくは常居住地に帰還す

ることまたは自らの意思によって国内の他の場所に再定住することを可能にする条件を確立し、かつ、その手段を与える第一義的な義務および責任を負う。管轄当局は、帰還または再定住した国内避難民の再統合を容易にするよう努める」ことを定め、「自らの帰還または再定住および再統合の計画策定および管理運営への国内避難民の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである」としている。

また「活動ガイドライン」では、「被災者の移動に対する権利は、避難を強いられているか否かを問わず、尊重し、保護されるべきである。この権利は、危険地域に留まるかまたはそこから離れるかを自由に決める権利を含むものとして理解されるべきである」

(D.2.1)としている。さらに「活動ガイドライン」は、避難者が「緊急段階の後において、避難状態に対する持続的な解決にむけての支援を受けるべき」とし、①元の居住地（「帰還」）、②避難者が避難している地域（「避難地での統合」）、③国内の他の場所（「国内の別の場所での定住」）でのいずれかの地で「持続的な統合」をはかることを提起している。

このように「活動ガイドライン」では、「帰る」「帰らない」に関わらず被災者の人権が保護され、かつそれが適切なものでなければならないとしている。一方で活動ガイドラインはこうした措置が実施される場合にも尊重しなければならない条件を提示しかつこれはすべて尊重される必要があるとしている。それは、(a)法律で規定されている、(b)被災者の生命および健康の保護のみを目的とする、(c)被災者が決定の過程および理由について情報提供を受けている、(d)場所の選定から住居の建設、サービス、生計手段の機会に至るまでの移住の全段階において、被災者が協議を受け、被災者にそれらの決定および実施に参加する機会が与えられている、(e)次の条件に従い、被災者に国内の別の場所での定住の機会が与えられている（それは①予定移住地が災害の二次的被害に遭う危険がなく、災害の頻発から安全な環境にある、②予定移住地において、被災者が差別されることなく、安全かつ文

化的に適切な住居、水、基本的な保健医療サービス、教育、生計手段、雇用、市場等を入手・利用できること)。

「活動ガイドライン」は、「避難者」に対し、「帰還」のみならず、「避難している地域での統合」「国内の別の場所での定住」を認めている。避難者の生活の再建は「帰還」だけではない。帰還を将来としてめざしつつも、「避難している地域での統合」「国内の別の場所での定住」によって、それぞれの避難先での生活の再建とコミュニティへの帰属が進められていくことが必要である。「町外コミュニティ」はその日本における一つのモデル事例とも言える。

おわりに

最後に、町外コミュニティの整備を含む長期避難者等の生活拠点の形成にむけた課題を提示したい。

その一つは、長期避難者等の生活拠点づくりには避難元の住民と受入先自治体の住民が、その拠点整備のあり方について、新しいコミュニティのつくり直しができるよう双方の住民が意思疎通を図るための当事者参加を行っていくことが必要である。

もう一つは、災害公営住宅のみならず自力再建を支援する仕組みづくりである。現在「町外コミュニティ」＝災害公営住宅の整備と議論が矮小化されかねない。それは受入先自治体の住民の同意を得るために、大規模開発を敬遠したために、「分散型」の災害公営住宅による拠点整備を選ばざるを得なかったこともある。しかし、東京電力による不動産などの財物賠償が進められれば、一定程度の収入のある世帯にとって家賃が発生する災害公営住宅よりも、住宅の自力再建を行う者の方が多くなる可能性もある。すると災害公営住宅は、低所得者と年金生活の高齢者世帯が中心となり、新たな課題も懸念される。若い世代が住宅を自力再建するとしても、災害公営住宅に住む親世代などと関係が維持できるような仕掛けが必要である。そのためには、「面」としての「町外コミュニティ」ではなく、「ネットワーク」としての「町外コミュニティ」をど

う実現できるかが今後の課題と言える。

最後は、自治体間の広域連携である。現在、避難自治体の多くは、県内外に住民が避難し医療・介護、教育など住民の基本的なサービスすら維持することに大きな課題を抱えている。このためには、個別の自治体の努力だけに任せることなく、自治体間が広域で連携していく仕組みづくりを早急に整備していかなければならない。

将来のコミュニティも被災者の生活再建も、それが被災者や被災自治体の消極的な選択によって「選ばれる」ものではなく、多様な選択肢の元に積極的な将来のくらしとふるさと再生の選択が「選びとれる」ための具体化が急がれる。

参考文献

- 1) 丹波史紀 (2012)、「福島第一原子力発電所事故と避難者の実態—双葉8町村調査を通して—」,『環境と公害』,41巻4号
- 2) 除本理史他 (2012)「福島原発事故による避難住民の被害実態調査報告書」大阪市立大学 (OCU-GSB Working Paper) ,No.201201

ⁱ 復興庁資料による。

ⁱⁱ 本調査は、原発周辺の双葉郡8町村の全住民を対象にした調査として2011年9月に実施した。震災から半年が経過し原発事故によって避難を余儀なくされている被災者の方々の被災状況や生活再建における課題などを把握するため、郵送法によるアンケート調査によって調査を行った。結果、発送数2万8184世帯に対し、1万3576世帯からの回答(回収率48.2%)を得た。詳細は、拙稿(2012)「福島第一原子力発電所事故と避難者の実態—双葉8町村調査を通して—」,『環境と公害』,41巻4号を参照

ⁱⁱⁱ 不動産などの財物賠償については、当初2012年秋頃よりすすめられると想定されていたが、実際にはその請求受付が大幅に遅れている。何世代にわたって住宅に住んでいた住民の中には、不動産の相続手続きを行っていないものも少なからず存在し、賠償の基準となる不動産登記の所有者確認が大幅に遅れていることが一因にある。東京電力が賠償対象となる11市町村の約6万件の登記を調べたところ、実際の所有者と一致していることが確認できたのは約3割にとどまっており、約4万件が支払を受けられない状況にある(「福島民報」2013.1.13付による)。

^{iv} 詳細は、除本理史他(2012)「福島原発事故による避難住民の被害実態調査報告書」大阪市立大学(OCU-GSB Working Paper) ,No.201201,p.2

^v ちなみに双葉郡のいくつかの自治体では、「帰還困難区域」以外の「居住制限区域」や「避難指示解除準備区域」においても、実際の生活ができるようになるためにはインフラ整備などのために区域

見直しがされても一定期間を要することや賠償の公平性などの観点から、すべての区域の住民の帰還を「5年以上」とした。

vi 一部報道では、仮設住宅への入居期限をさらに1年延長し、2015年3月末までの4年間を入居期間として延長する方針を政府内でしているとされる。

vii 「自然災害時における人々の保護に関する IASC 活動ガイドライン(日本語版)」（ブルッキングス・LSE 国内強制移動プロジェクト、2011年11月）を参照。